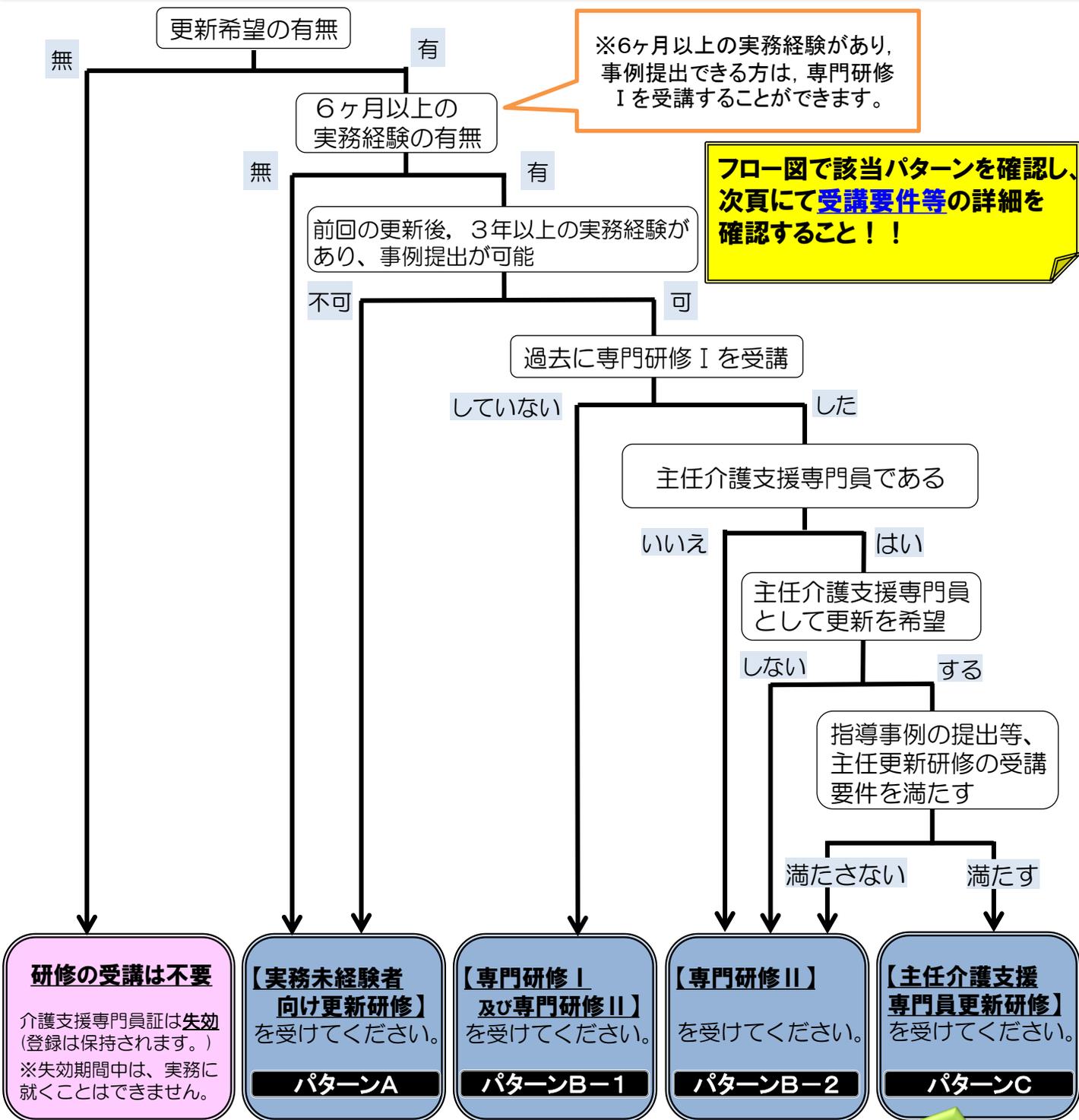


介護支援専門員更新研修等受講フロー図及び受講要件



※6ヶ月以上の実務経験があり、事例提出できる方は、専門研修Ⅰを受講することができます。

フロー図で該当パターンを確認し、次頁にて受講要件等の詳細を確認すること！！

再度、実務に就きたい場合

※主任介護支援専門員修了証明書の有効期間が満了する概ね2年以内に、主任介護支援専門員更新研修を受講すること。

- ① 更新手続きを行わず、「介護支援専門員証」を失効している場合
- ② 登録後、「介護支援専門員証」の交付を受けず5年を経過した場合

【再研修】を受けてください。
パターンA

○実務未経験者向け更新研修・・・①～③のうち、いずれか1つ

- ①介護支援専門員としての実務経験がない者
- ②過去に実務に就いたことはあるが、その後5年以上実務に就いていない（期間が空いている）者
- ③現在、介護支援専門員として実務に就いている者又は過去に実務に就いたことがあるが、実務経験が3年未満の更新の者

○再研修・・・①、②のうち、いずれか1つ

- ①介護支援専門員証を失効している者
- ②登録後、介護支援専門員証の交付を受けず、5年を経過した者

★介護支援専門員として更新（3年以上の実務経験あり）

専門研修課程Ⅰ 及び 専門研修課程Ⅱ B-1

専門研修課程Ⅱ（既に専門研修課程Ⅰを受講した者） B-2

○専門研修課程Ⅰ

研修申込締切日において介護支援専門員としての実務経験が6ヶ月以上の者
（ただし、自身の事例提出ができる者に限る。）

○専門研修課程Ⅱ・・・①～③をすべて満たしている者

- ①専門研修課程Ⅰの受講を修了していること
- ②保有する介護支援専門員証の交付年月日より実務経験3年以上の方
※ただし、「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員資格の特例措置について（令和2年7月29日通知）による特例措置対象者は、前回の有効期間満了日より実務経験3年以上」
- ③ケアマネジメントプロセスの一連の流れを踏んだ事例（現介護支援専門員証交付年月日以降に自身が介護支援専門員として作成したもの）を提出することができる方

※専門研修課程Ⅱの研修申込締切日までに、実務経験が3年に満たない方で、本年度の更新研修受講が必要な方は、パターンAの『実務未経験者向け更新研修』を受講してください。

専門研修課程Ⅰの受講について、介護支援専門員として、効果的にその専門性を高めるためには早期に受講することが適当であることから、更新時期に併せて続けて専門研修課程Ⅰ、Ⅱを受講するのではなく、就業後6ヶ月以上3年以内に予め専門研修課程Ⅰを受講の上、更新時期に専門研修課程Ⅱのみを受講することが望ましい。

○主任介護支援専門員更新研修 ……下記①、② 及び ③～⑦のうちいずれか1つ

【必須】

- ①主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する者
- ②初めて主任介護支援専門員更新研修を受講する場合は主任介護支援専門員資格取得後の指導事例、それ以外の場合は前回更新後の指導事例が提出可能な者



【いずれか1つ】

- ③介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーター経験者
- ④地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上かつ16時間以上の参加者
- ⑤日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において、演題発表等の経験者
- ⑥日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑦主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

- 主任介護支援専門員更新研修を受講しない場合、主任介護支援専門員ではなくなります。以降の更新は **パターンA又はB** により、証を更新してください。

再び、主任介護支援専門員として実務に就く場合には、改めて主任介護支援専門員研修の受講が必要です！

参考：パターンB、パターンCで提出する事例の種類

※必要な事例数については、各研修の開催要綱等でご確認ください。

- I リハビリテーション及び福祉用具の活用
- II 看取り等における看護サービスの活用
- III 認知症
- IV 入退院時等における医療との連携
- V 家族への支援の視点が必要
- VI 社会資源の活用に向けた関係機関との連携
- VII 状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用